

あなたがお住いのマンションは、 高層建築物ではありませんか？



高層マンションは、避難に時間を要すること、火災拡大時の人命危険が大きいことから、消防法により、居住している階に関係なく、使用するカーテンやじゅうたん等を、防災物品にしなければいけません。
(高層とは建物の高さが31メートルを超えるものをいいます。)

身近にある防災物品の例



一般的に、防災性能をもったものは総称して「防災品」と言われています。その中には、消防法により使用が義務付けられる「防災物品」 と、使用が推奨されている「防災製品」 の二種類があります。高層の建物は火災発生による危険が大きいことから、こうした規制がされています。

燃え方の違い！



お問い合わせ先
今治市消防本部 予防課
☎ 0898-32-2751

